

1. 目的

この要領は辻堂西海岸町内会規約及び町内会運営指針に基づき、総会の具体的な運営要領につき定め、総会の円滑な運営に資することを目的とする。

2. 定義

この要領で運営委員とは、総会開催年度にその任期を有する運営委員をいう。

この要領で組長とは、総会開催月である4月にその任期を有する組長をいう。

3. 総会の構成員

総会構成員は、町内会15地区から選出された運営委員及び各地区組長とする。

総会構成員の組長数は、前年度3月度役員会にて確認する。

4. 総会の成立

総会は、総会構成員の過半数の出席により、成立する。

尚、委任状の提出のあったものは、総会成立要件の出席とみなす。

総会構成員は、総会に出席できない場合、委任状を提出することにより、総会の議決権を議長に委任することができる。

5. 総会の運営

総会の運営は、前年度役員が担当する。

総会の運営における役割分担は次のとおりとする。

(ア) 総会の司会進行は、前年度副会長が担当する。

(イ) 総会の議長は、前年度会長が担当する。

(ウ) 総会の出席状況(含む委任状提出)の確認及び成立可否の宣言は、前年度総務部長が担当する。

(エ) 総会の議決事項、主な質疑事項については、前年度総務部長が議事録を作成する。

作成した議事録は、前年度会長の確認を得た後、新会長に引き継ぐ。

総会の運営要領の雛形は、別添 総会の運び雛形(平成27年度総会の運び)のとおり。

6. 総会の議決

総会の議決は、総会構成員の出席者の過半数によるものとする。

7. 臨時総会

会長は、必要な場合、臨時総会を招集することができる。

臨時総会は、その構成員である運営委員及び組長による持ち回り総会とすることができる。

8. 書面表決

コロナ禍等パンデミックでの感染症拡大防止施策が必要な場合、役員会での合意を得て総会を書面表決で実施することができる。

9. 附則

この内規は、令和3年4月18日から適用する。

【変更来歴】

版数	内 容	日付	担当	承認
初版	総会の運営に関する具体的要領については、慣例により引き継がれており、不明瞭な部分もあったため、平成 27 年度 3 月度役員会にて内容の確認及び見直しを行い、内規として定めることとした	2015/ 3/ 8	—	
1版	平成30年4月15日総会の添付資料として追加するために、一部語句の修正および「6. 総会の議決」の文章を明確化した	2018/ 4/15	—	
2版	パンデミック時の総会実施方法を8項に書面議決として規定した	2021/ 4/18	久木田	